

## フォークリフト運転技能講習

### ◇労働安全衛生法(就業制限)

第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許 証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

### ◇労働安全衛生法施行令(就業制限に係る業務)

第 20 条 法第 61 条第 1 項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

11 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の線荷重をいう。)が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務